

(趣旨)

第1条 この要項は、茨城県立医療大学（以下「本学」という。）の名声を高めるとともに、広く地域に貢献しその進歩発展に著しい功勞、功績があった者に対する学長表彰に関し必要事項を定めるものとする。

(表彰対象者)

第2条 学長表彰の対象者は、次の各号に掲げる個人又は団体、組織若しくは任意のグループ（以下「団体等」という。）とする。

- (1) 本学に在籍中の教職員又はかつて教職員として在籍したことのある者
- (2) 本学にかつて学生として在籍したことのある者
- (3) (1)、(2)のいずれかを構成員に含む団体等
- (4) 前記各号に準ずると認められる者

(表彰の対象となる活動等)

第3条 表彰の対象となる活動等は、前条各号に掲げる個人又は団体等が行った次の各号に掲げるものとする。

- (1) 教育又は研究活動で、顕著な成果をおさめたと認められるもの
- (2) 事務事業の推進で、顕著な成果をおさめたと認められるもの
- (3) 課外活動又は社会活動で、顕著な成果をおさめたと認められるもの
- (4) 前記各号に準ずる活動と認められるもの

(表彰を行う者)

第4条 表彰は、学長が行う。

(表彰の期日)

第5条 第7条に定める表彰を受けるものが決定された後、学長が別に定める。

(推薦)

第6条 本学に在籍する教職員は、学長表彰を受けることが適当であると認められる個人又は団体等があるときは、当該候補者の氏名、表彰の対象となる活動内容等を記載した書面（様式第1号）により学長に推薦することができる。

(表彰を受けるもの)

第7条 表彰を受けるものは、本学に在籍する教職員が学長に候補者を推薦したものから、次条に定める学長表彰審査委員会（以下「審査委員会」という。）の議を経て、学長が決定する。

(学長表彰審査委員会)

第8条 学長表彰の審査機関として審査委員会を置く。

- 2 学長を委員長とし、学長、副学長、付属病院長、事務局長及び議題に関し学長が必要と認める者をもって構成する。
- 3 審査委員会は学長が招集する。

(補則)

第9条 この要項に定めるもののほか、学長表彰に関し必要な事項は学長が別に定める。

(庶務)

第10条 学長表彰にかかる事務は、事務局総務課において処理する。

付則

この要項は平成24年1月4日から施行し、第3条の規定は平成23年4月1日から適用する。

付則

この要項は令和3年1月5日から施行する。